

令和7年度  
石岡市立小桜小学校  
いじめ防止基本方針

令和6年度3月29日改訂  
(赤字部分は今年度に加筆)

石岡市立小桜小学校

# I いじめ防止対策のための基本方針

「いじめ防止対策推進法」及び「茨城県いじめの根絶を目指す条例」等に則り、いじめの未然防止、早期発見、早期対応についての基本的な認識や考え方を示し、いじめ問題に対応するため、「いじめ防止基本方針」としてここに示す。

## 1 いじめ問題に関する基本的な考え

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### (2) いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むに当たっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、「未然防止」と「早期発見」に取り組む。また、いじめが認知された場合には、「早期対応」に的確に取り組む。いじめには様々な特質があるが、教職員がもつべきいじめ問題についての基本認識を以下に示す。

- ① いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気付きにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

## 2 未然防止

### (1) 望ましい集団を育成する

児童が、自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う「自尊感情」を感じ取れる「心の居場所づくり」の取組が重要である。

児童は、環境に大きな影響を受ける。教職員が児童に愛情をもち、温かい学級経営や教育活動を展開することが、児童に自己肯定感や自己有用感を与えることになり、いじめを未然防止する上で大きな力となる。

#### ① 児童から信頼される教職員

いじめに類する行為やいじめを助長する言動をしてはならず、自らの言動が児童に与える影響を十分に理解して教育活動にあたる。人権意識を高め、児童の良きモデルとなることに努める。

また、すべての児童の成長発達を支える「発達支持的生徒指導」の充実を図るとともに、互いの個性や多様性を認め合い、安心して学校生活を送れるような風土の醸成を図る。日頃から児童の話を丁寧に聞くように努める。

## ② 児童の自己指導能力の育成

各教科や特別活動などの指導と生徒指導を一体化させた授業づくりや集団づくりを柱とし、教職員による支援や援助を通じて、児童の自己指導能力の育成を図る。

## ③ 自己肯定感、自己有用感の育成

授業をはじめとした学校生活のあらゆる場面において、児童同士が互いに関わり合う機会を工夫し、多様な考えや感じ方を認め合える関係づくりを推進する。その中で、児童が「認められた」「人の役に立てた」と実感できる経験を積み重ねることにより、自己の存在価値を実感できる自己有用感を育てる。また、日々の温かい声かけや関わりを通して、「自分は大切な存在だ」と感じられる自己肯定感を高めることで、他者を思いやる心や豊かな人間関係を育み、いじめに向かわない態度の形成を図る。

## (2) 命や人権を尊重する心を育てるために

### ① 人権教育の充実

いじめは「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを児童に理解させる。また、新型コロナウイルス感染に係る誹謗・中傷について考える機会を設け、児童が人の痛みを思いやることができるよう、生命尊重の精神や人権感覚を養う。

### ② 道徳教育の充実

道徳教育の目標である「道徳性を養う」ことで、いじめを未然に防いだり、自分たちで解決したりする力を身に付けていく。

そのためにも、授業においては、人間としての在り方を吟味し、生き方について考える場を設定したり、今までの自分を振り返る時間を確保したりする。

## (3) 保護者や地域とともに

保護者会やPTAの各種会議で、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見の交換をする場を設定する。家庭教育の大切さなどを理解してもらうために、学校いじめ防止基本方針をホームページで公開するとともに、保護者会の開催や学校・学年だより等による広報活動を行う。

## (4) 関係機関とともに

警察や児童相談所等と情報共有や相談を行うことができる連携体制の構築を図る。また、スクールカウンセラーによる「SOSの出し方」に関する授業を行い、心にストレスを受けた時の対処法やSOSの出し方・受け止め方について理解することにより、悩みや不安に向き合い、乗り越えるための適切な行動をとれるようにする。

### 3 早期発見

教職員は、いじめの連絡、相談を受けた場合、速やかに被害者の安全を確保するとともに、いじめの問題を抱え込むことなく、学校いじめ防止対策協議会の臨時会を開き、校長のリーダーシップの下、当該いじめに対して組織的に対応する。

#### (1) いじめを発見する教師の心構え

##### ① 児童の立場に立つ

いじめを早期に発見するためには、児童一人一人に「人格のある人間」として向き合い、人権を尊重する。そのためにも人権感覚を磨き、児童の立場に立って、児童の言葉をきちんと受け止め、児童を守るという姿勢を大切にする。

##### ② 共感的に理解する

児童の言動や表情などから、心の動きや状態を敏感に感じ取れるような感性を磨いていく。そのためにも、児童の気持ちを受け止め、共感的に理解しようとするカウンセリングマインドを高めていく。

また事実が発生した場合には、該当する子どもが真摯に事実を話せるような環境で聞き取りをし、的確な掌握ができるようにする。

#### (2) いじめ発見の手立て

##### ① 相談体制

定期的な教育相談を行うだけでなく、日記指導やチャンス相談等を実施することで、いじめを早期発見する教育相談体制を整える。必要に応じ、スクールカウンセラーとも連携しながら教育相談を行う。

##### ② アンケート

いじめ発見のためのアンケートを毎月行い、市教育委員会に報告する。

##### ③ チェックリスト

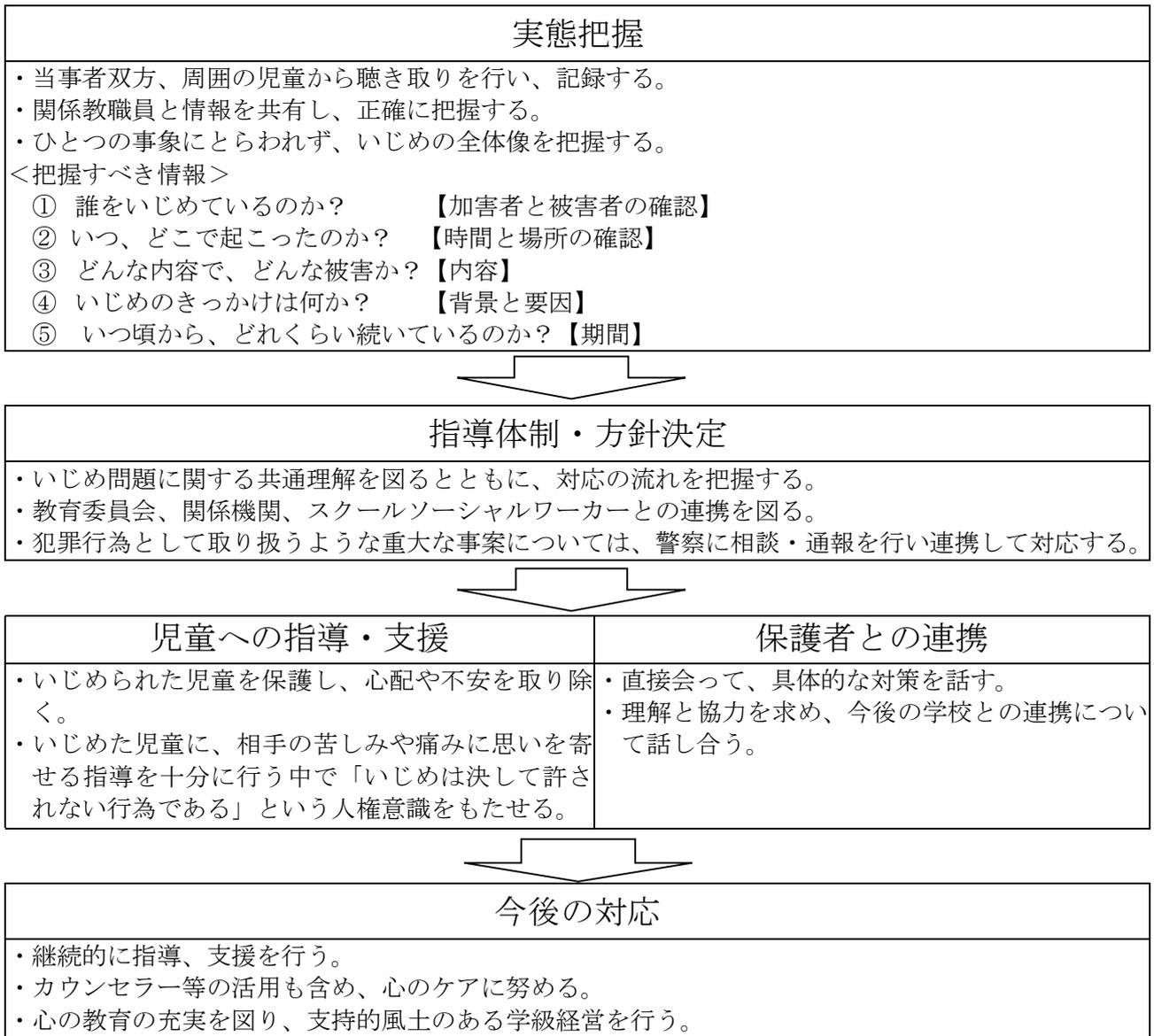
いじめを早期発見するために、児童の授業中や休み時間、給食など学校生活の様々な場面について、観察の視点を決めて全職員で実施する。

##### ④ 生徒指導部会

毎週生徒指導に関する情報交換や指導の方向性を確認する場を設ける。

## 4 早期対応

### (1) いじめ対応の基本的な流れ



### (2) いじめ対応の留意点

#### ① いじめられた側への対応

##### 児童に対して

- 児童の意見表明権を大切にしながら事実確認を行う。
- 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を約束する。
- 気持ちに寄り添いながら、解決への希望がもてるようにする。

##### 保護者に対して

- 認知した日に家庭訪問等をし、事実関係を直接伝える。
- 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- 保護者の気持ちを共感的に受け止める。
- 家庭との連携を図りながら、解決に向けて全力で取り組むことを伝える。
- 今後の児童の様子に注意し、些細なことでも相談するように伝える。

## ② いじめた側への対応

### 児童に対して

- いじめをするようになった原因やいじめでしか自分を表現できなかった気持ちを引き出す。
- 相手にどれほどの苦しみを与えたかについて、いじめられた児童の心の痛みを共感させる。
- いかなる理由があっても、決して許される行為ではないことを理解させる。
- 思いやりの心や規範意識の育成を目指して、人間としてとるべき行動について考えさせるように継続的に指導する。

### 保護者に対して

- 正確な事実関係を説明し、いじめられた児童や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- 児童の変容を図るために、今後の関わり方などを一緒に考え、助言する。

## ③ 周囲の児童への対応

- 当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- 「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年、学校全体で示す。
- はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為もいじめを肯定していることを理解させる。
- いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させる。

## 5 重大事態とその対処

### (1) 重大事態の調査

重大事態に対処し、同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。

なお、重大事態とは以下のように定義する。

#### ① 生命心身財産重大事態

いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき  
(自殺の企図・身体の重大な傷害・金品等に重大な被害・精神性の疾患を発症 等)

#### ② 不登校重大事態

いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

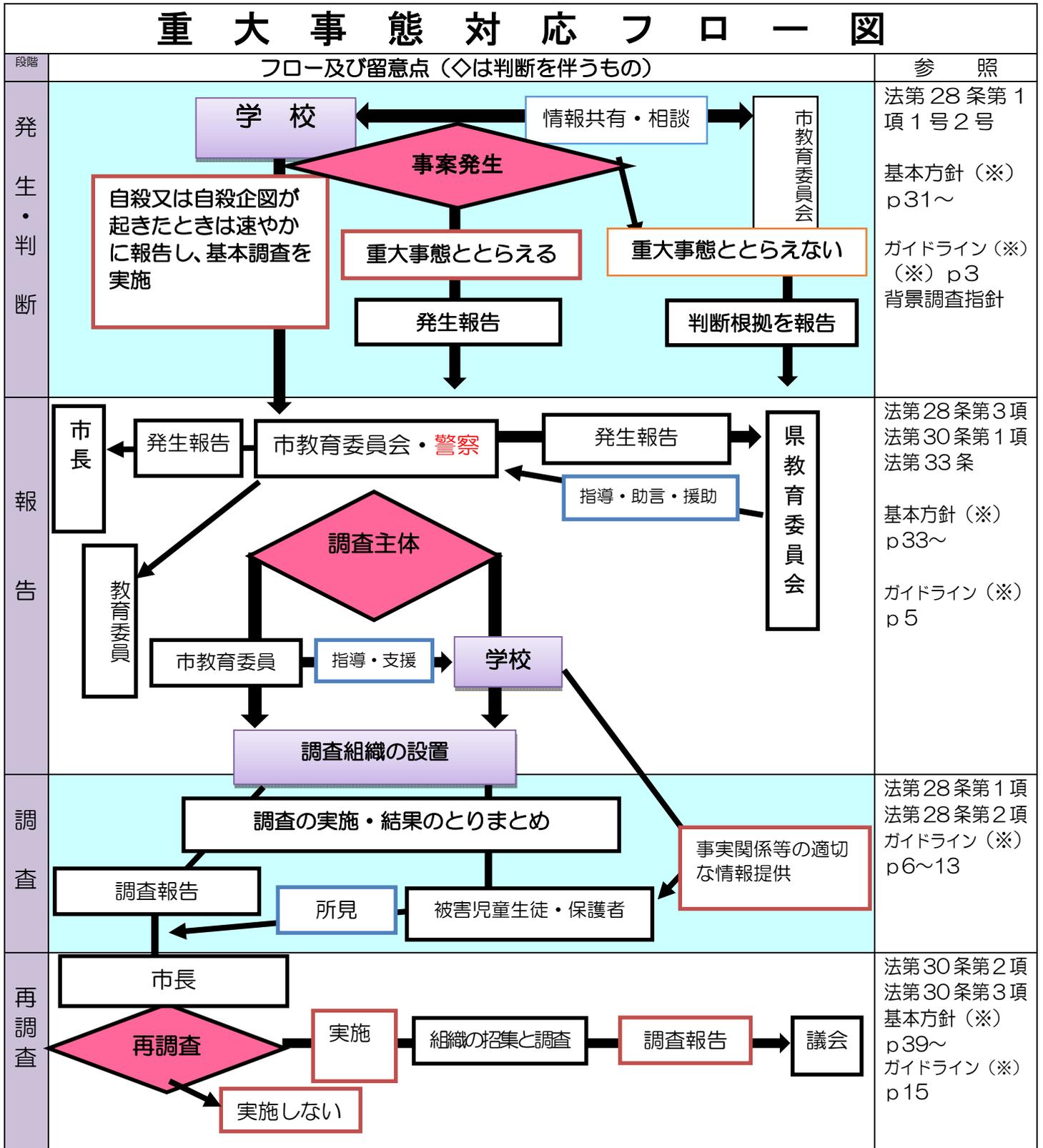
(年間30日を目安・一定期間連続して欠席)

特に①の事案については、警察に相談・通報し、連携して対応する。

### (2) 重大事態の判断について

重大事態は事実関係が確定した段階で重大事態として対応を開始するのではなく、**疑いが生じた段階で調査**を開始する。

# 重大事態対応フロー図



※いじめの防止等のための基本的な方針 (平成 25 年 10 月 11 日文部科学大臣決定)

[いじめの重大事態の調査に関するガイドライン \(平成 29 年 3 月文部科学省\)](#) 文部科学省ホームページ

### (3) 重大事態への対応について

重大事態が発生したときの対応の流れについては、上記「重大事態対応フロー図」の通りを行う。

## 6 学校外のいじめの対応

### (1) ネット上のいじめとは

パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用して、特定の子どもが悪口や誹謗中傷等をインターネット上のWebサイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法によりいじめを行うもの。

名称	◇メール・チェーンメール ◇ブログ・プロフィールサイト ◇学校非公式サイト（学校裏サイト） ◇SNS（ソーシャルネットワーキングサービスの略） ◇動画共有サイト
具体例	◆匿名性により、自分だと分からなければ何を書いてもかまわないと、安易に誹謗中傷が書き込まれ、被害者にとっては、周囲のみんなが誹謗中傷していると思うなど、心理的ダメージが大きい。 ◆掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗中傷の対象として悪用されやすい。 ◆スマートフォンで撮影した写真を安易に掲載した場合、写真に付加された位置情報（GPS）により自宅等が特定されるなど、利用者の情報が流出する危険性がある。 ◆一度流失した個人情報は、回収することが困難であるだけでなく、不特定多数の者に流れたり、アクセスされたりする危険性がある。

### (2) 未然防止のために

#### 保護者会等で伝えること

- 児童のパソコンや携帯電話等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、メディアを適切に活用するためのルールづくりをすること、特に携帯電話を持たせる必要性について検討すること
- インターネットを正しく使えない場合「トラブルの入口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報が流出するといったスマートフォン特有の新たなトラブルが起きているという認識をもつこと
- ネット上のいじめは、他の様々ないじめ以上に児童たちに深刻な影響を与えることを認識すること
- メールを見たときの表情の変化など、小さな変化に気付いたときには躊躇なく問いかけ、必要に応じて、学校へ相談すること

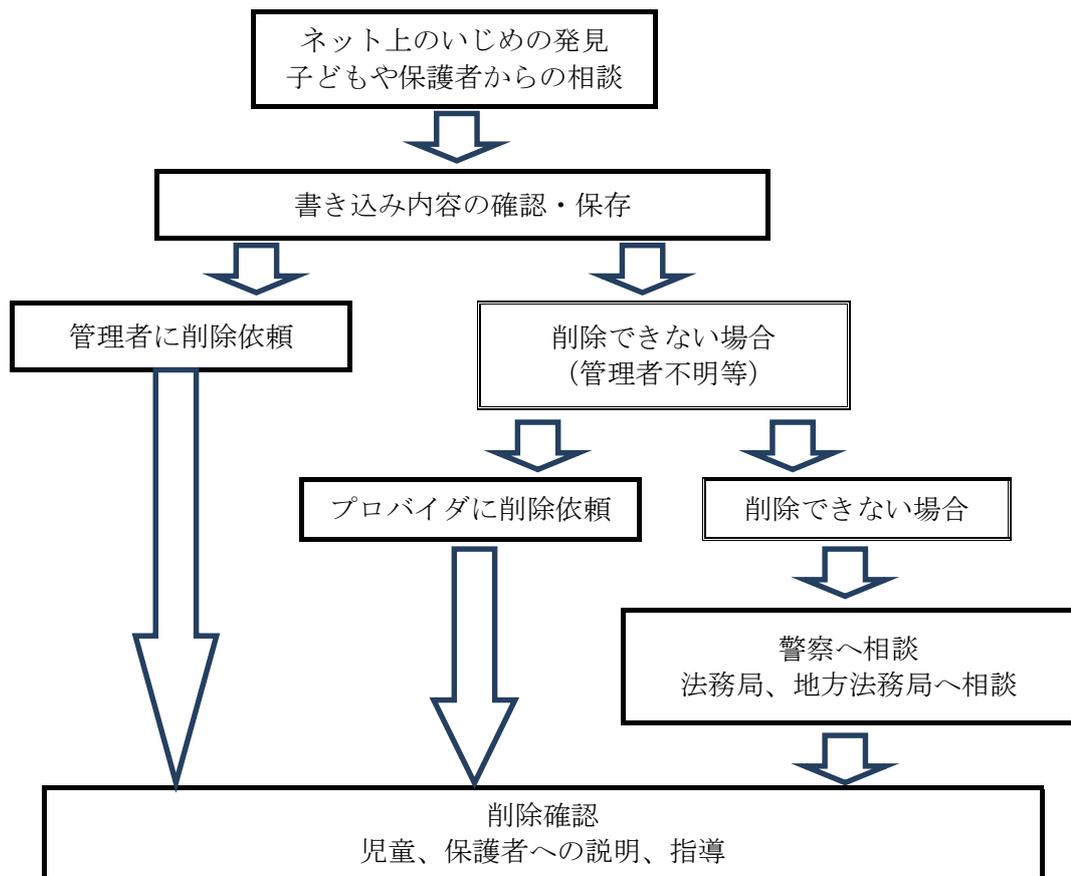
#### 児童への指導のポイント

- 情報モラルを守ってメディアを使用することが大切であること
- 発信した情報は、多くの人にすぐに広まること
- 匿名でも書き込みをした人は、特定できること
- 違法情報や有害情報が含まれていること
- 書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、様々な犯罪につながる事
- 一度流出した情報は、簡単に回収できないこと

### (3) 早期対応のために

「悪ふざけ」がいじめに発展するケースがあるため、「ふざけ」や「からかい」が見られた場合、考えさせる指導を行う。また、家庭や学校において、誹謗中傷など悪質な書き込みの事実が明らかになった場合、児童の精神的負担を最小限に食い止めることや、書き込み内容がエスカレートすることによる二次的なトラブルを未然防止するため、書き込みの削除を最優先に対応する。

<書き込み等の削除の手順>



① 管理者への連絡

- ・ サイト内で管理者の連絡方法を確認し、それに従って依頼する。
- ・ 削除用メールアドレス等、示された方法に従って依頼する。

② 管理者が削除に応じない場合

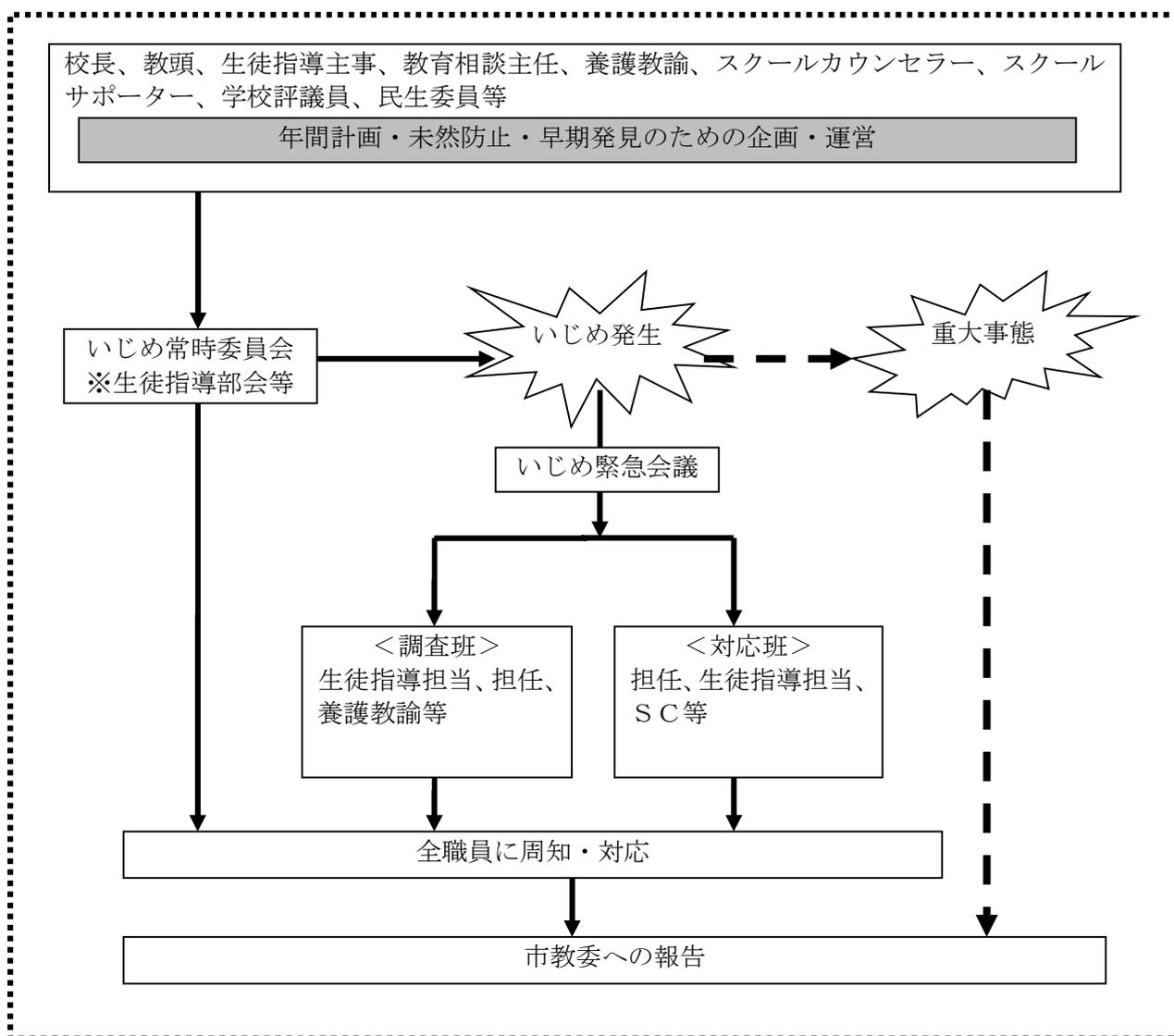
- ・ プロバイダ責任制限法に基づいて、掲示板を運営しているプロバイダに削除を依頼する。
- ・ 管理者が削除の依頼に応じない等のトラブルが生じた場合は、警察に相談する。

## Ⅱ いじめ防止対策のための組織・年間計画

### 1 いじめ対策委員会の設置

- (1) いじめ対策委員会は、校長が任命した教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、担任を中心に、必要に応じスクールカウンセラー、スクールサポーター、学校評議員、民生委員などを委員として設置する。
- (2) いじめ対策委員会は、いじめ防止対策のための年間計画を作成し、未然防止・早期発見のための企画・運営を行う。
- (3) いじめ常時委員会は、未然防止・早期発見を目指し、定期的を開催する。
- (4) いじめ事案の発生時は、緊急会議を開催し、事案に応じて調査班や対応班等を編成して早期対応を図る。
- (5) 重大事態の発生時は、速やかに市教委へ報告するとともに、関係機関と連携して対応する。
- (6) いじめ対策委員会での内容や事案に応じての対応については職員会議において報告し、周知徹底する。

#### <いじめ対策委員会組織>



※事案により柔軟に編成する。

## 2 いじめ防止指導計画

いじめの未然防止や早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要がある。そのため、年度当初に組織体制を整えると同時に、年間の指導計画を立て、学校全体でいじめ問題に取り組まねばならない。

<年間指導計画 >

月	通年	学校行事	年間指導計画		
			職員会議等	未然防止	早期発見
4	生徒指導部会（いじめ常時委員会）、職員会議（情報共有）、いじめ緊急会議（事案発生時）、市教委報告	○職員会議（方針、指導計画 職員への周知） ○1年生を迎える会 ○家庭確認	○いじめ対策委員会（方針、指導計画） ○子どもを語る会（毎週）	○いじめ実態把握調査（毎月） ○構成的グループエンカウンター	○チェックシート ○日記指導 ○児童アンケート
5		○縦割り班活動	○子どもを語る会（毎週）	○クロームブックの使い方について考える授業	○児童アンケート ○日記指導
6		○縦割り班活動 ○授業参観	○子どもを語る会（毎週）	○違いを認めることの大切さを考える授業	○児童アンケート ○教育相談 ○日記指導
7		○個別面談	○子どもを語る会（毎週）	○SOS の出し方に関する授業	○児童アンケート ○日記指導
8			○いじめ対策校内研修		
9		○縦割り班活動	○いじめ対策委員会 ○子どもを語る会（毎週）	○SNS の利用の仕方を考える授業	○児童アンケート ○チェックシート ○日記指導
10		○縦割り班活動 ○運動会 ○人権教室	○子どもを語る会（毎週）	○いじめについて考える授業	○児童アンケート ○日記指導
11		○あいさつ運動（学校・保護者・地域） ○縦割り班活動 ○文化祭 ○授業参観	○子どもを語る会（毎週）	○携帯ネット安全利用教室	○児童アンケート ○教育相談 ○日記指導
12		○人権集会	○子どもを語る会（毎週）	○人権について考える授業	○児童アンケート ○保護者アンケート ○日記指導
1		○個別面談	○子どもを語る会（毎週）	○構成的グループエンカウンター	○チェックシート ○児童アンケート ○日記指導
2		○新入生保護者説明会 ○学年末学級懇談会	○いじめ対策委員会（次年度の課題把握） ○子どもを語る会（毎週）	○SOS の出し方に関する授業	○児童アンケート ○教育相談 ○日記指導
3		○縦割り班活動 ○6年生を送る会	○子どもを語る会（毎週）	○SNS の利用の仕方を考える授業	○児童アンケート ○保護者アンケート ○日記指導

### 3 いじめ発生時の対応フローチャート

いじめを認知した場合は、一人で抱え込まず、学年及び学校全体で対応する。担任が一人で抱え込み、児童をより辛い状況に追い込むことを避けるために、いじめ対策委員会による緊急会議を開催し、指導方針を立てて、組織的に取り組む。

